

事業番号A-45-(2)

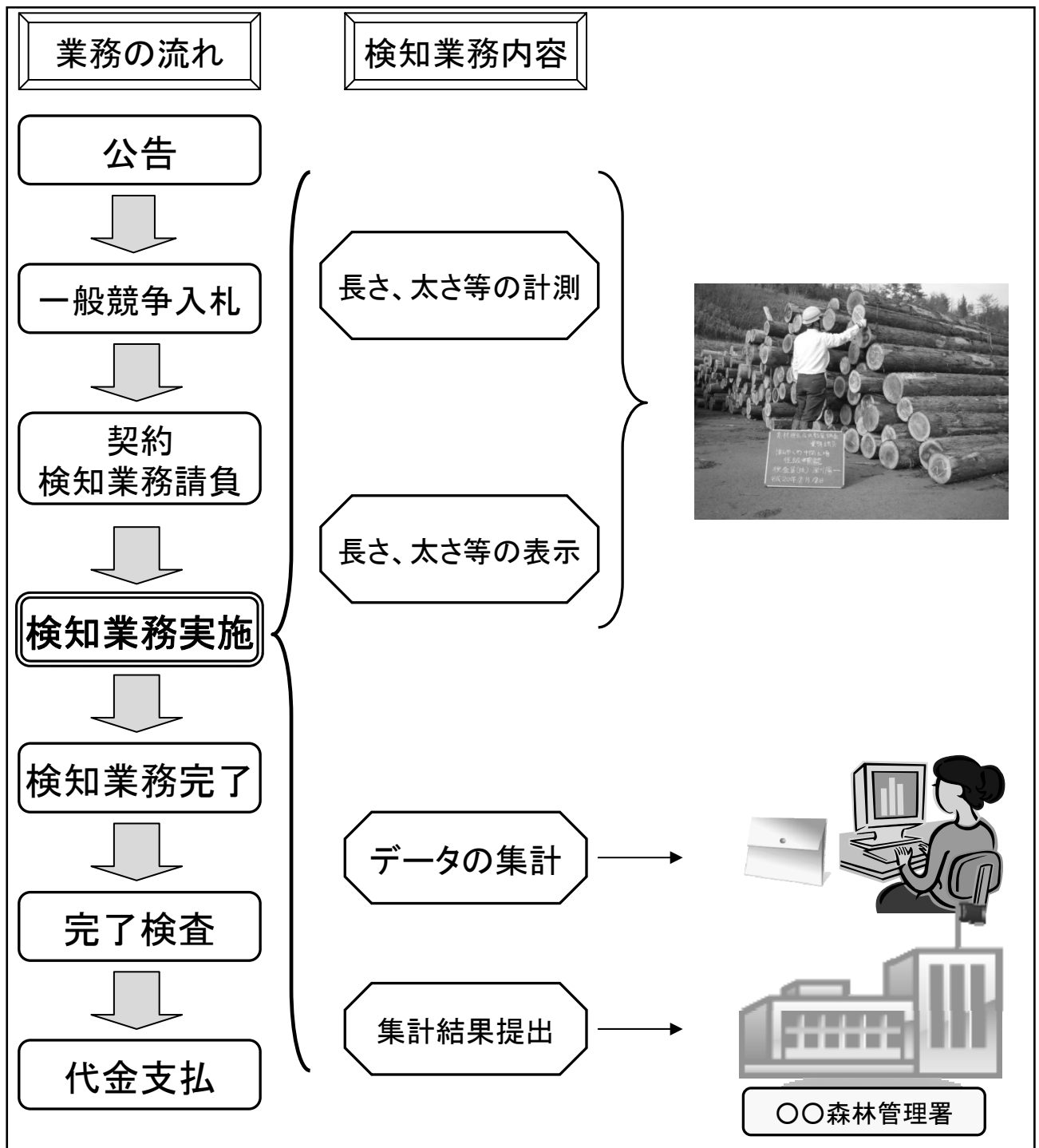
施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	農林水産省	事業名	(2) 素材検知業務		
担当局庁名	林野庁	上位施策事業名	国有林野事業	作成責任者	
担当課・室名	業務課	事業開始年度	平成4年度	業務課長 川端 省三	
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	財政法第9条 予算決算及び会計令第79条、第80条 物品管理法第23条、物品管理法施行令第29条	関係する通知、計画等	国有林野の産物売払手続（昭和25年5月17日農林省訓令第102号） 国有林野事業特別会計物品管理事務取扱細則（昭和45年3月11日45林野経第87号）		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施				
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：一般競争入札による落札者）				
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）				
	<input type="checkbox"/> 権限付与（内容： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業 / 制度概要	目的（何のために）	国の物品である素材（丸太）の生産・販売に際しては、財政法等に基づき適正な予定価格算定を行う必要があること等から、丸太の樹種、長さ、太さ等を調査（検知）し、その数量等を確定する必要がある。国有林野事業の効率化を図るため、平成4年度から外部委託を開始。			
	対象（誰/何を対象に）	全省庁統一資格の「役務の提供等」を有するほか、検知業務の経験及び技術を持つ者を有するものを対象として、森林管理署長が一般競争入札を実施し、落札したものと契約する。 〔 収穫調査は、国有財産として管理している森林から伐採又は売り払いすべき樹木の選定を公正に行うために、国有林野の管理経営に関する法律第6条の5に基づく指定調査機関に実施させているが、検知は、既に処分が決まっている物品（丸太）の数量等を単に計測するための業務であることから、法律による指定までは必要としない。 〕 〔 上記入札の結果として、平成21年度において（財）日本森林林業振興会に約1億円（発注総額の15%）を委託している。 〕			
	事業/制度内容（手段、手法など）	伐採して丸太に加工された素材の樹種、長さ、太さ等を計測し、丸太に表示するとともに、材積の集計を行い丸太の数量等を確定して、森林管理署長に報告する業務であり、丸太の売払予定価格の積算根拠や素材生産業者に対しての請負代金の額の確定、物品出納簿の受け払いに使用している。			
コスト	平成22年度予算額		年度	総額	
	事業費	(注)	これまでの同様の予算項目の予算額等（単位千円）	平成19年度	493,892 千円
	人件費	(注)		平成20年度	607,295 千円
	総計	(注)		平成21年度	708,334 千円
国有林野事業特別会計 （注）素材検知は、素材生産等各種事業の一部として予算計上されており、単独で項目立てされているものではない。（平成22年度予算については、おおむね前年度同程度と見込んでいる。）					
補足事項（平成22年度予算内訳等）	（財）日本森林林業振興会への委託状況 H19：93,964千円 H20：84,071千円 H21：104,885千円				

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	農林水産省	事業名	(2) 素材検知業務		
担当局庁名	林野庁	上位施策事業名	国有林野事業	作成責任者	
担当課・室名	業務課	事業開始年度	平成4年度	業務課長 川端 省三	
事業/制度の必要性	平成10年からの国有林野事業の抜本的改革において事業の民間実行の徹底の観点から、職員数を大きく縮減(H10:13,700人→H21:5,900人)してきた中で、森林吸収源対策を含め健全な森林の管理に必要な間伐面積の確保や国有林野事業の収支均衡等、国有林に課せられた責務を十全に果たすためには、委託を行うことが必要不可欠である。				
他省庁、自治体等における類似事業	それぞれの森林所有者等がそれぞれの森林から生産される丸太を自ら、または委託により、検知を行っている。				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担					
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	素材検知請負数量 (※21年度は見込み)	万m3	155	176	192
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>木材の安定的な供給、森林吸収源対策を含め健全な森林の管理に必要な間伐面積の確保、国有林野事業の収支均衡等の観点から、国有林として必要な素材生産量は約199万m3（平成21年度見込み）であるが、現在の職員数で素材検知を実施しているのは7万m3程度（見込み）であり、委託により約192万m3（委託率は9割以上）を行っていることで、その不足分が確保されているところ。</p> <p>今後、人工林資源の充実等に伴い国有林からの木材供給は増加傾向になるものと見込まれる中、職員実行が困難なものについては、委託により必要量を確保していく考え。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	素材生産量 (※21年度は見込み)	万m3	171	184	199
	素材検知の委託率（材積ベース） (※21年度は見込み)	%	90	95	97
	職員数の推移（H10年度：13.7千人）	千人	6.5	6.2	5.9
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>素材検知業務の委託は、業務を効率的に実施するためのアウトソーシングであり、職員数を縮減した結果、国有林野事業の件数費は平成10年度の1,489億円から平成20年度には646億円と4割まで減少。</p> <p>また、検知の方法について、パルプ材など低質な木材については層積検知（集積された丸太一山の体積を計測）など、簡素な検知方法を積極的に採用している。</p>				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>平成 4年：素材検知業務の民間委託を開始</p> <p>平成10年：国有林野事業の抜本的改革に伴い、素材検知業務についても民間実行を更に推進</p> <p>平成19年：素材検知業務の発注を随意契約から一般競争入札へ切り替え</p>				

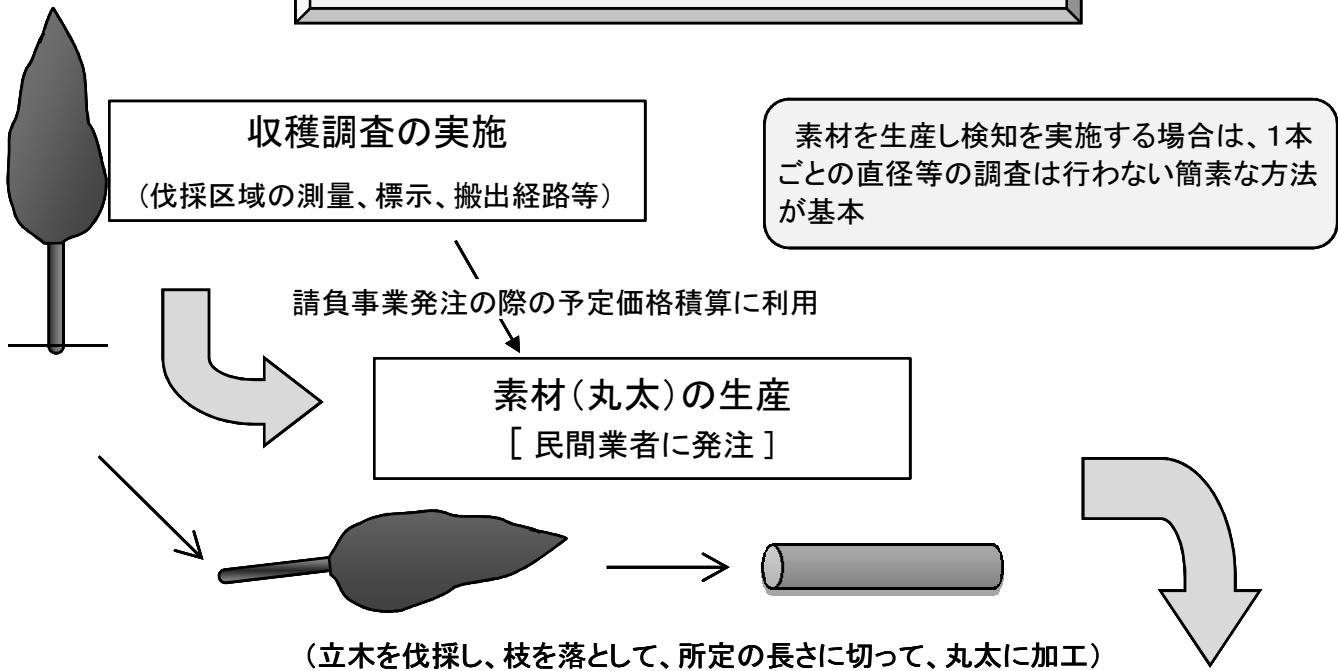
素材検知業務の概要

【業務の概要】

素材生産事業の実施によって生産された素材(丸太)の樹種、長さ、太さ等を調査し、丸太に表示するとともに、材積の集計を行い森林管理署に報告。



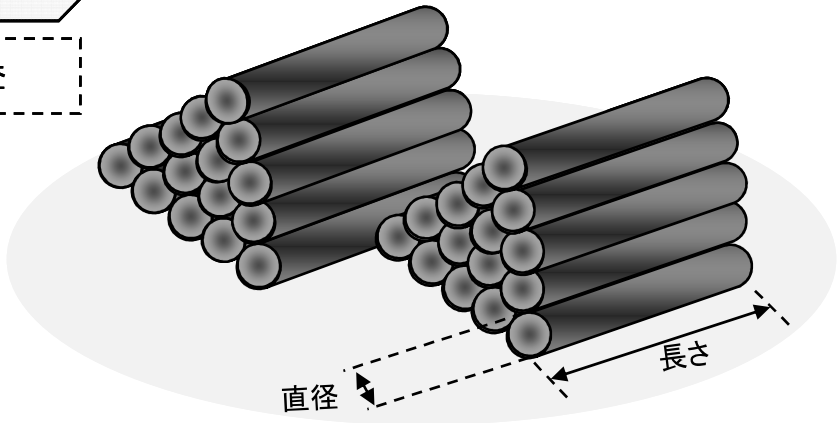
検知業務について



樹種・直径・長さなどの調査

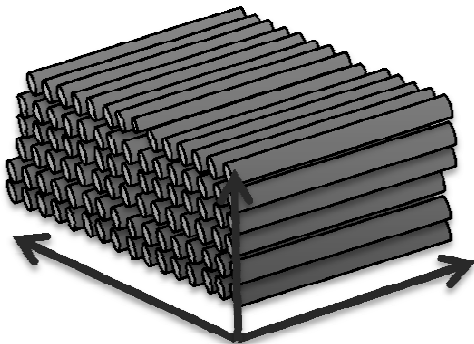
丸太の樹種、直径、長さなどを調査

通常の検知



層積検知

パルプ材など低質な丸太については、集積された状態の丸太一山の体積を計測する層積検知など簡素な方法



集計・とりまとめ



- 丸太の樹種、直径、長さ等を計測し、丸太に表示するとともに、材積の集計を行い丸太の数量等を確定
- 結果は、丸太の売払予定価格の積算根拠や素材生産業者に対しての請負代金の額の確定、物品出納簿の受け払いに使用

公益法人シート(概要説明書)									
公益法人名	財団法人 日本森林林業振興会								
担当府省名	農林水産省	局庁名	林野庁	課・室名	林政課				
共管省庁名									
設立目的	保健、休養等のため森林を利用する者に対する便益の増進及び森林・林業に関する施策の推進に寄与するとともに、併せて林野庁等の職員及び退職者等の福祉の向上を図ることを目的とする。								
沿革	昭和21年 前身の(財)林友会が林業関係者の福祉の増進等を目的として発足 昭和25年 (財)林野共済会へ改組 昭和40年 (財)林野弘済会へ改組 平成20年 (財)日本森林林業振興会へ改称								
事務・事業	<ul style="list-style-type: none"> 普及・啓発活動(森林教室の開催・支援、キャンプ場の運営等) 森林調査(収穫調査(樹高・直径等の測定)、環境影響調査等) 林業用資材の販売(各種林業用資材、林業用薬剤、標識等) 図書出版(森林・林業関係の法令集・統計書等) 								
役員の数 (うち官庁OB)	18	(5)	役員報酬総額 (21年度・百万円)	25.4百万円	常勤職員の数 (うち官庁OB)	151	(90)		
うち常勤数 (うち官庁OB)	2	(2)	うち官庁OB分	25.4百万円	嘱託・非常勤職員数 (うち官庁OB)	19	(11)		
常勤官庁OB役員が 分担する業務	副会長:会長の補佐、普及・啓発活動及び森林調査に関する事務 常務理事:人事等総務関係の総括、林業用資材の販売及び図書出版に関する事務								
年 度		平成19年度		平成20年度		平成21年度(見込み)			
国・ 独 法 か ら の 支 出	合 計 (a)		2,145,018 千円		2,219,350 千円		—		
	国からの支出		2,097,390 千円		2,198,819 千円		—		
	うち補助金等		0 千円		0 千円		—		
	うち契約		2,097,390 千円		2,198,819 千円		—		
	独法からの支出		47,628 千円		20,531 千円		—		
	うち契約		47,628 千円		20,531 千円		—		
	うち契約以外		0 千円		0 千円		—		
支出元独法名		森林総合研究所、農林漁業信用基金、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、海洋研究開発機構、緑資源機構、水資源機構、勤労者退職金共済機構、土木研究所、国立環境研究所							
収入(予算)額 (b)		7,159,315 千円		6,272,571 千円		5,143,500 千円			
依存率 (a/b)		30.0%		35.4%		—			
会費等収入 (c)、割合 (c/b)		0 千円 0.0%		0 千円 0.0%		0 千円		0.0%	
会費等負担者									
基本財産額		509,522 千円		509,522 千円		—			
正味財産額		6,423,448 千円		6,564,652 千円		—			
内部留保額、内部留保率		1,725,218 千円	29.0 %	1,601,774 千円	29.0 %	—			%
特記事項 (見直しに向けたこれまでの取組み、今後の方向性等)	○本法人の会計年度は、7月～6月である。そのため、平成21年度の国及び独法からの支出額は記載していない。								

公益法人シート(概要説明書)							
公益法人名	社団法人 日本森林技術協会						
担当府省名	農林水産省	局庁名	林野庁	課・室名	計画課		
共管省庁名							
設立目的	森林技術者の団体として森林に関する科学技術の発展、普及及び宣伝を図り、あわせて森林技術の面から産業の振興と文化の向上及び国際協力に寄与することを目的とする。						
沿革	大正10年 「興林会」として林業技術の振興を目的に発足 昭和13年 社団法人化 昭和23年 日本林業技術協会に改称 平成16年 日本森林技術協会に改称						
事務・事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術に立脚する森林・林業政策に関する考究 ○ 森林に関する調査・研究 ○ 航空写真及び衛星画像の森林技術への応用に関する調査・研究 ○ 森林技術者の技術力の向上を図るための機関誌の発行 ○ 森林技術者の育成、資格の認定 ○ 森林認証に関する事業 ○ 森林技術に関する国際協力事業 						
役員の数 (うち官庁OB)	24	(4)	役員報酬総額 (21年度・百万円)	32.1百万円	常勤職員の数 (うち官庁OB)	78	(11)
うち常勤数 (うち官庁OB)	4	(2)	うち官庁OB分	17.2百万円	嘱託・非常勤職員数 (うち官庁OB)	0	(0)
常勤官庁OB役員 が分担する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専務理事 理事長の補佐、法人常務の統括 ○ 理事(管理・普及部長兼任) 総会及び理事会の運営、職員の人事・服務・福利厚生、文書・公印管理、会員管理、森林技術者の養成等 						
年 度		平成19年度		平成20年度		平成21年度(見込み)	
国・ 独 法 か ら の 支 出	合 計 (a)	810,622 千円		584,310 千円		1,139,660 千円	
	国からの支出	432,921 千円		347,891 千円		918,078 千円	
	うち補助金等	0 千円		0 千円		528,641 千円	
	うち契約	432,921 千円		347,891 千円		389,437 千円	
	独法からの支出	377,701 千円		236,419 千円		221,582 千円	
	うち契約	377,701 千円		235,965 千円		219,014 千円	
	うち契約以外	0 千円		455 千円		2,567 千円	
	支出元独法名	国際協力機構、森林総合研究所、鉄道建設・運輸施設整備支援機構					
収入(予算)額 (b)		1,495,669 千円		774,909 千円		1,600,000 千円	
依存率 (a/b)		54.2%		75.4%		71.2%	
会費等収入 (c)、割合 (c/b)		23,446 千円	1.6%	22,122 千円	2.9%	20,000 千円	1.3%
会費等負担者		個人会員6,110、法人会員135					
基本財産額		0 千円		0 千円		0 千円	
正味財産額		465,025 千円		321,866 千円		-	
内部留保額、内部留保率		-471,210 千円	-21.6 %	-518,422 千円	-61.8 %	-	%
特記事項 (見直しに向けたこれまでの取組み、今後の方向性等)	21年度の国・独法からの支出については、既に提出している第三四半期までの額である。						

論点等説明シート（公益法人担当部局用）

施策・事業名	収穫調査業務・素材検知業務
--------	---------------

法人名	(財)日本森林林業振興会
	(社)日本森林技術協会

論点等

○ 国有財産である立木を伐採又は売り払う場合の予定価格を算定するために現在行われている収穫調査、素材検知業務の方法は、費用対効果の観点から適切なものとなっているか。これまでの知見、ノウハウ等を活かし、目測調査を積極的に活用する等、より効率的に予定価格を算定することを検討すべきではないか。

※ 国有林野の産物売払手続(昭和25年農林省訓令第102号)第2条の2により、森林管理署長等が立木を売り払おうとするときは、原則として指定調査機関に、当該立木の樹種、樹高、胸高直径、品質、採材歩止り等について、売り払おうとする全林分の毎木調査または標準地の毎木調査を行わせなければならないとされている。ただし、林野庁長官が別に定める場合には、全林分の毎木調査または標準地の毎木調査に代えて目測調査を行わせることをもって足りるとしている。(収穫調査)

※ 素材検知業務は、通常は丸太一本一本について、樹種、直径、長さなどを調査しているが、パルプ材など低質な丸太については、集積された状態の丸太一山の体積を計測する層積検知など簡素な方法で実施している。

※ 収穫調査、素材検知業務に係る委託費用と林産物収入、収穫量の関係

	林産物収入 (億円)	収穫量 (万m ³)		収穫調査・素材検知委託費用(億円)	
			素材生産量 (万m ³)	収穫調査	素材検知
H19	231.3	720	171	13.0	4.9
H20	226.8	704	184	16.1	6.1
H21	—	775	199	22.6	7.1

(注) 林産物収入、収穫量、素材生産量には、収穫調査、素材検知を国の職員が直接実施したものに係る収入、収穫量、素材生産量も含んでいる。(平成21年度における民間委託率は、収穫調査が52%(収穫量ベース)、素材検知が97%(素材生産量ベース)となっている。)

(注) 平成21年度の収穫調査委託面積は約4万9200ha(実績見込み)

(注) 平成21年度の収穫量、素材生産量は見込み

○ 収穫調査に係る指定調査機関の要件として、一般社団・財団法人であることが定められているが、指定調査機関等に一定の義務(指定された者は自ら調査を実施した立木を購入してはならない等)を課せば一般社団・財団法人に限定する必要はないのではないか。